

平成 23 年 6 月 16 日

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例**1 改正の理由**

区民の良好な生活環境を確保し、通行の障害を除去するとともに街の美観を維持し、安全で快適な街づくりの実現に寄与するため、スポーツ施設及び学習施設の用途に供する施設に対して自転車駐車場の設置を義務付けるほか、撤去した自転車の資源化を図るため、「葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例」の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 第 2 条で定めている付置義務施設に、健康の増進を目的とするスポーツ施設や学習、教養、趣味などを教授する学習施設を加える。

ア	イ	ウ
施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
スポーツ施設	店舗面積が 500 平方メートルを超えるもの	店舗面積 25 平方メートル（店舗面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積については、50 平方メートル）ごとに 1 台
学習施設	店舗面積が 300 平方メートルを超えるもの	店舗面積 15 平方メートル（店舗面積のうち 5,000 平方メートルを超える部分の面積については、30 平方メートル）ごとに 1 台

- (2) 第 16 条で定めている保管期間を過ぎた自転車について、再資源として売却措置が図れるよう定めた。

3 新旧対象表

別紙 1 のとおり

4 「葛飾区自転車駐車場付置義務対象施設の拡大の区民意見手続」の実施結果について

別紙 2 のとおり

5 条例施行日

平成 23 年 11 月 1 日

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例（改正部分抜粋）新旧対照表

現 行	改正案
(略)	(略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。	(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
(2) 放置 自転車の利用者が自転車を離れて、直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。	(2) 放置 自転車の利用者が自転車を離れて、直ちに当該自転車を移動させることができない状態をいう。
(3) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行うための施設をいう。	(3) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定する営業を行うための施設をいう。
(4) 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等1の建物であつて、その建物内の小売業等を営むための店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。	(4) 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等1の建物であつて、その建物内の小売業等を営むための店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。
(5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第1項、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第4条若しくは労働金庫法（昭和28年法律第227号）第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。	(5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第4条第1項、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第4条若しくは労働金庫法（昭和28年法律第227号）第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。

(平8条例51・一部改正)

(略)

(撤去した自転車に対する措置)

第16条 区長は、第13条第2項若しくは第3項、第14条第1項又は前条の規定により撤去した自転車を区の設置した自転車保管所に保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により保管した自転車(以下「保管自転車」という。)の保管場所、返還方法その他必要な事項を、撤去した場所又はその周辺に掲示しなければならない。

3 区長は、保管自転車の所有者が確認できるときは、当該所有者に対して引き取るように通知するものとする。

4 区長は、所有者の確認ができない保管自転車については、規則で定める事項を告示するものとする。

5 区長は、前2項の規定による措置を講じた後、保管自転車が規則で定める保管期間を経過したときは、当該自転車を自転車法その他の法令の定めるところにより処分することができる。

6 前3項の規定にかかわらず、区長は、保

(6) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。

(7) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設して学習、教養、趣味等を教授する施設であつて、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は学習塾、語学教室、料理教室若しくはこれらに類するものをいう。

(平8条例51・一部改正)

(略)

(撤去した自転車に対する措置)

第16条 区長は、第13条第2項若しくは第3項、第14条第1項又は前条の規定により撤去した自転車を区の設置した自転車保管所に保管しなければならない。

2 区長は、前項の規定により保管した自転車(以下「保管自転車」という。)の保管場所、返還方法その他必要な事項を、撤去した場所又はその周辺に掲示し、規則で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、保管自転車の所有者が確認できるときは、当該所有者に対して引き取るように通知するものとする。

4 区長は、第2項の規定による告示の日から規則で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要すると認めるときは、当該保管自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(昭63条例29・平6条例43・一部改正)

管自転車が自転車の機能を喪失している等明らかに財産的価値を有していないと認められるものについては、直ちに当該自転車を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令の定めるところにより処分することができる。

（昭63条例29・平6条例43・一部改正）

（略）

（施設を新築する場合の自転車駐車場の規模）

第19条 指定区域内において、次の表のA欄に掲げる用途に供する施設で同表のイ欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表のウ欄に掲げる基準により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその敷地に隣接する場所に設置しなければならない。

ア	イ	ウ
施設の使用	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、20平方メートル)ごとに1台
大規模店舗	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、30平方メートル)ごとに1台
金融機関	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートル(店舗面積のうち5,0

（略）

（施設を新築する場合の自転車駐車場の規模）

第19条 指定区域内において、次の表のA欄に掲げる用途に供する施設で同表のイ欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表のウ欄に掲げる基準により算定した規模の自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその敷地に隣接する場所に設置しなければならない。

ア	イ	ウ
施設の使用	施設の規模	自転車駐車場の規模
遊技場	店舗面積が200平方メートルを超えるもの	店舗面積10平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、20平方メートル)ごとに1台
大規模店舗	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、30平方メートル)ごとに1台
金融機関	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートル(店舗面積のうち5,0

		00平方メートルを超える部分の面積については、40平方メートル)ごとに1台			00平方メートルを超える部分の面積については、40平方メートル)ごとに1台
	スポーツ施設	店舗面積が500平方メートルを超えるもの		店舗面積25平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、50平方メートル)ごとに1台	
	学習施設	店舗面積が300平方メートルを超えるもの		店舗面積15平方メートル(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、30平方メートル)ごとに1台	
備考	この表のウ欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。		備考	この表のウ欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に1台未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	
2	前項の表における店舗面積の算定方法は、規則で定める。 (平8条例51・追加)		2	前項の表における店舗面積の算定方法は、規則で定める。 (平8条例51・追加)	
	(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)			(施設を増築する場合の自転車駐車場の規模)	
第21条	指定区域内において、第19条第1項の表のア欄に掲げる用途に供する施設の増築をしようとする者は、当該増築後の施設(この条例の施行前に建築された部分(第23条の規定によりこの条例の適用を受けなかった部分を含む。)を除く。)をすべて新築したものとみなした場合に前2条の規定の適用を受けるときは、前2条の規定により算定した自転車駐車場の規模か		第21条	指定区域内において、第19条第1項の表のア欄に掲げる用途に供する施設の増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第23条の規定によりこの条例の適用を受けなかった部分を含む。)を除く。)を全て新築したものとみなした場合に前2条の規定の適用を受けるときは、前2条の	

ら、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

(平8条例51・追加)

(略)

規定により算定した自転車駐車場の規模から、現に設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

(平8条例51・追加)

(略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。ただし、第16条及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の規定は、付則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に撤去した自転車について適用し、同日前に撤去した自転車については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に指定区域内に存するスポーツ施設又は学習施設の用途に供する施設の増築をする場合においては、当該増築をする部分以外の部分を当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分とみなして、改正後の第21条の規定を適用する。

葛飾区自転車駐車場付置義務対象施設の拡大に提出された意見の概要と区の考え方

別紙 2

実施期間：平成 23 年 2 月 9 日（水）～平成 23 年 3 月 10 日（木）【30 日間】

意見総数等：意見提出者 2 名

意見総数 4 件

番号	意見の概要	区の考え方
1	いいことだとは思いますが、使い勝手よりも法令に必要な量の確保が目的なので、使い勝手の悪い誰にも使われない駐輪場が作られる。使われない駐輪場の方が管理が楽だから。どのような駐輪場になるかの監視が必要になります。	付置義務自転車駐車場につきましても、施設設置者と利用の安全確保や有効な駐車について事前協議を行い、施設の完成後も、必要に応じ施設の検査や使用状況の確認を行っております。 また既設の施設につきましても、立入り検査の実施や整理員の配置などの指導を行っております。
2	駅前施設の駐輪場には当該施設の利用目的ではなく、電車による通勤・通学時の長時間駐輪も散見され、本来の目的を果たせていないケースも多いため、以下を提案します。 案 1 駅前施設には、あえて個別の駐輪場は設けず、集合型の駐輪場に集約する。 案 2 駅前施設の駐輪場は「1 時間まで無料、以降 30 分ごと 100 円」といった有料制を基本とし、課金システムの導入を区が補助する。 案 3 放置自転車には取り外し困難な「迷惑駐輪タグ」を取り付ける等、取締りをさらに強化することで、利用者の意識向上をはかる。	2-1 葛飾区の放置自転車対策は、主に通勤通学者を対象としています。 そのため、利用者の自宅から駅までの自転車走行動線を考慮し、駅を中心に四方向別に一定規模の自転車駐車場の整備を進めております。 2-2 平成 23 年度から、短時間無料駐輪も組み入れた民営自転車等駐車場の整備に対する補助制度を進めてまいります。 2-3 放置自転車の多い駅周辺においては、自転車指導誘導員を配置し、放置をさせないよう指導しております。さらに、悪質な放置自転車に対しては、注意札や警告札を取り付け、一定の時間が経過したら撤去するという厳しい対応をとっております。

